「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に個人番号(マイナンバー)の 記入が義務付けられました 【番号・身元確認用書類(写し)の提出】

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に記入された個人番号(マイナンバー)について本人確認(番号確認と身元確認)が必要となりますので、申請書を提出する際に、次の①又は②の写しを一緒に提出してください。

① 個人番号カードの場合

○ 個人番号カードの両面(表と裏)の写し(コピー)を提出してください。 【 見 本 】





【おもて面】

【うら面】

② 個人番号通知カード又は住民票(マイナンバー付き)の場合

- 個人番号通知カードの写し又は住民票(マイナンバー付き)と、以下のア又はイのいずれかの 写しを提出してください。
- ア 写真表示があり、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの 運転免許証、運転経歴証明書、旅券 (パスポート)、身体障害者手帳など、**どれか 1 点**
- イ 氏名、生年月日又は住所が記載されているもの 健康保険証の写し、年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写しなど、<u>どちらか2点</u> 【 見 本 】



【おもて面】

